

中野区子ども・子育て支援事業計画の概要

令和4年(2022年)2月
中野区子ども教育部 子ども・教育政策

子ども・子育て支援事業計画とは

- 子ども・子育て支援法により、平成27年度から各市区町村で策定が義務づけられている
- 教育・保育及び地域の子育て支援事業の需給計画を定めるとともに、質の高いサービスを提供するための計画
- 計画期間は5年間で、必要に応じて中間年に見直しを行う

中野区では

「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体的な計画として、「中野区子ども・子育て支援事業計画」としている。

中野区子ども・子育て支援事業計画(第2期)の内容

- ◆第1章 計画の基本的な考え方
- ◆第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況
- ◆第3章 各目標における取組みの柱と主な取組み
- ◆第4章 需要見込みと確保方策

計画に掲げる基本理念と目標

【基本理念】

子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、
子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち

基本理念を実現するための視点

- ◆一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます
- ◆地域全体で力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援します
- ◆妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います

3つの目標

《子どもの成長・発達への支援》

目標Ⅰ

すこやかに育つ
子どもたち

《子育て家庭への支援・援助》

目標Ⅱ

充実した教育や支援に
支えられる子育て家庭

《地域ぐるみでの子育て支援》

目標Ⅲ

地域に育まれ豊かに
育つ子どもたち

第3章 各目標における取組みの柱と主な取組み

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

<計画の主な内容>

取組みの柱1 すこやかな妊娠・出産の支援

- 妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進
- 妊娠を望む区民への相談・支援
- 若年層を対象とした、妊娠・出産等に対する理解促進

取組みの柱2 子どもの健康増進

- 乳幼児健康診査後におけるかかりつけ医との連携強化
- 就学前教育・保育施設等での取組みを契機とした運動習慣・身体づくり
- 食生活習慣の改善、生活習慣病予防に向けた取組み

取組みの柱3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応

- 虐待の未然防止と早期発見
- 虐待対応体制の推進
- 子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築

取組みの柱4 障害や発達に課題がある子どもへの支援

- ライフステージに応じた切れ目のない支援
- サービス提供事業所の質の向上
- 特別支援教育の充実

取組みの柱5 家庭の子育て力の向上

- 在宅乳幼児の保護者を対象とした保育園や幼稚園での子育て支援事業
- 保護者同士の交流や相談事業の充実(子育て支援拠点事業の拡充)

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

<計画の主な内容>

取組みの柱1 多様で質の高い教育・保育の提供

- 認可保育所の誘致
- 教育・保育の質の確保と向上
- 義務教育への円滑な接続

取組みの柱2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

- 一時的に必要となる養育・保育サービスの提供
- ひとり親家庭への支援
- 母子生活支援施設の機能充実

目標Ⅲ 地域に育まれ豊かに育つ子どもたち

<計画の主な内容>

取組みの柱1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化

- 地域ぐるみで子育てを行うための連携強化
- 地域包括ケアシステムの推進

取組みの柱2 子どもの安全を守る活動の充実

- 安全教育の充実
- 情報モラル教育の推進、保護者への啓発推進

第4章 需要見込みと確保方策

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「需要見込み」と「確保方策」を定め、必要なサービスを提供しています。

需要見込みと確保方策を定める事業

子どものための教育・保育給付

施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・認可保育所

地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

+

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦一時預かり事業
- ⑧子育て援助活動支援事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- ⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

需要見込み算出のための 人口推計と実際の人口

- 教育・保育等の需要見込みは、計画期間における人口推計に基づいて算出している。
- ところが、推計値と実際の人口に乖離があり、需要見込みと実際の需要に差が出ている。

幼児期の学校教育・保育施設の整備数

◆計画期間における新規確保方策(各年度4月1日の施設数)

計画年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	1施設	3施設	—	3施設	—	3施設
幼稚園	—	21園	—	21園	—	21園
認可保育所	11施設	69施設	13施設	82施設	8施設	90施設
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業 所内保育、居宅訪問型保育)	家庭的保育 ▲1事業	26事業	事業所内保育 ▲1事業	25事業	—	25事業
認証保育所等 (認可外保育施設)	認証の認可化 ▲1施設	21施設	認証の認可化、区立 保育室閉室 ▲7施設	14施設	認証の認可化、区 立保育室閉室 ▲2施設	12施設

計画年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	—	3施設	—	3施設	—	3施設
幼稚園	—	21園	—	21園	—	21園
認可保育所	3施設	93施設	—	93施設	—	93施設
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業 所内保育、居宅訪問型保育)	—	25事業	—	25事業	—	25事業
認証保育所等 (認可外保育施設)	—	12施設	—	12施設	—	12施設

幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

◆認定区分ごとの需要見込みと確保方策(各年度4月1日の人数)

(1)幼児期の学校教育…認定こども園、幼稚園

1号認定(満3歳以上)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	3,129	3,133	3,077	3,095	3,112
確保方策(人)	3,851	3,851	3,851	3,851	3,851
認定こども園、 幼稚園(区立2園、私立1園) (施設型給付)	504	504	504	504	504
私立幼稚園	3,347	3,347	3,347	3,347	3,347
前年度からの増減(人)	—	—	—	—	—
認定こども園、 幼稚園(区立2園、私立1園) (施設型給付)	—	—	—	—	—
私立幼稚園	—	—	—	—	—

◆認定区分ごとの需要見込みと確保方策(各年度4月1日の人数)

(2)保育…認定こども園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設 2号認定(満3歳以上)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	3,268	3,272	3,213	3,232	3,250
確保方策(人)	4,135	4,515	4,717	4,723	4,723
認定こども園、認可保育所	4,035	4,424	4,626	4,632	4,632
認証保育所等 (認可外保育施設)	100	91	91	91	91
前年度からの増減(人)	541	380	202	6	0
認定こども園、認可保育所	553	389	202	6	0
認証保育所等 (認可外保育施設)	△ 12	△ 9	0	0	0

◆認定区分ごとの需要見込みと確保方策(各年度4月1日の人数)

3号認定(0歳)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	782	811	842	842	843
確保方策(人)	799	828	843	843	843
認定こども園、認可保育所	616	657	672	672	672
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	70	70	70	70	70
認証保育所等 (認可外保育施設)	113	101	101	101	101
前年度からの増減(人)	△ 3	29	15	0	0
認定こども園、認可保育所	65	41	15	0	0
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	△ 1	0	0	0	0
認証保育所等 (認可外保育施設)	△ 67	△ 12	0	0	0

◆認定区分ごとの需要見込みと確保方策(各年度4月1日の人数)

3号認定(1, 2歳)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	2,681	2,796	2,933	2,931	2,933
確保方策(人)	2,694	2,850	2,942	2,942	2,942
認定こども園、認可保育所	2,257	2,451	2,543	2,543	2,543
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	210	210	210	210	210
認証保育所等 (認可外保育施設)	227	189	189	189	189
前年度からの増減(人)	52	156	92	0	0
認定こども園、認可保育所	246	194	92	0	0
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	△ 2	0	0	0	0
認証保育所等 (認可外保育施設)	△ 192	△ 38	0	0	0

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の需要見込みと確保方策

【事業概要】

保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健やかに成長できるよう援助する事業です。

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	3,153	3,246	3,314	3,378	3,414
低学年	2,045	2,113	2,150	2,189	2,184
高学年	1,108	1,133	1,164	1,189	1,230
※高学年のうち障害等により特に保育の必要度が高い児童	111	114	117	119	123
確保方策(人)	2,170	2,247	2,307	2,317	2,364
前年度からの増減(人)	154	77	60	10	47
学童クラブ開設数(箇所)	3	1	1	△2	0

キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室事業の需要見込みと確保方策

【事業概要】

すべての児童の放課後の居場所を確保するため、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後のこどもたちの安全安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施します。放課後や学校の休業日に小学校を活用した放課後子ども教室推進事業を区民団体への委託により実施しています。

キッズ・プラザ事業

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	244,000	288,000	312,000	360,000	384,000
確保方策(箇所)	11	12	13	15	16

放課後子ども教室推進事業

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	7,630	8,393	9,064	9,789	10,572
確保方策(箇所)	17	19	21	23	25

今後の中野区の計画策定の方向性

【現行】中野区子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

子ども・子育て支援事業計画

「子ども・若者支援」に関する事項や「子どもの貧困」に関する事項等を盛り込むことを検討していく
※「子ども・若者支援」及び「子どもの貧困」に関する計画の策定は、法律上、努力義務